

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特別充填の許可
概 要	市長が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した者が当該条件に従って高压ガスを充填するとき限り、充填する容器の刻印や表示等に関する義務の一部が免除されます。
根拠法令等 及び条項	高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第48条第5項 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html)
審査基準	申請の内容が、一定の条件を付して許可したうえで危険のおそれがないかを確認します。 ・液化フルオロカーボンを充てんする容器の取扱いについて（平成9年3月31日立局第29号）（消防局予防部規制課保安担当窓口にて設置） ・高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） ・保税扱いの高压ガス容器、高压ガスの輸出専用の高压ガス容器等の特別充填について（内規）を制定する規程（平成30年3月30日保局第11号） ・自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（令和2年10月19日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	特別充填の許可を受けようとするとき
提出方法	特別充てん許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	